

女性支援新法が成立 古い価値観を一掃し、よりよい地域に

ドメスティックバイオレンス (DV) や性被害、生活困窮に苦しむ女性への公的支援を推進する新法「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が今年5月に成立しました。

女性支援新法制定の背景

女性の支援制度は、制定から70年近く経過した売春防止法を根拠とし、時代とともにDVやストーカー被害、さらに生活困窮者にも対象を広げてきましたが、女性が直面する数々の問題に対し、制度や法律が実態に合っていないと指摘されてきました。

特に昨今のコロナ禍では、景気悪化に伴う収入減や雇止め、介護や子育て負担の増、特にひとり親世帯の生活困窮などが社会問題となっています。さらに、去年の警察へのDV相談も過去最多の8万3千件を超え、摘発件数のうち約75%は女性が被害者です。

このような状況のなか、新法では女性の福祉増進や人権擁護、男女平等を基本理念に掲げ、新たな実効性ある女性支援を展開していくことが期待されています。

古い価値観を一掃するため

また、法制度だけでなく、男女平等の意識変革も求められます。

7月、各国の男女平等度を格付けした「男女格差報告」で日本は146か国中116位で、女性の社会進出は、依然低調であると報道されました。

性別による役割分担など古い価値観を一掃することが、男女を問わず、全ての人がより暮らしやすい地域につながるはずです。